

サービス種別ごとの基準

【地域密着型サービス・指定相当サービス】

この章では、各サービスの基準について、特に令和6年度の運営指導で指摘のあった事項を改善の趣旨とともに解説します。

- 地域密着型通所介護..... 3
- 指定相当通所型サービス..... 9
- 指定相当訪問型サービス..... 10
- 認知症対応型共同生活介護..... 11
- 地域密着型介護老人福祉施設..... 13
- 小規模多機能型居宅介護..... 14

運営指導の指摘事項について

地域密着型通所介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
従業員の員数について	1	生活相談員について、必要な資格を有していることが不明な者がいた。	生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする事。
設備及び備品等について	2	相談室の場所が届出と異なっていた。	相談室を変更した場合は10日以内に市町村長に届け出ること。
心身の状況等の把握について	3	サービス担当者会議の記録がなく、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握していることが分からなかった。	地域密着型通所介護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めること。
サービスの提供の記録について	4	・送迎を行っていることが記録上確認できない者がいた。 ・サービス提供時間の記録と実績に相違があった。	利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこと。



基準	No	指摘事項	改善の趣旨
利用料等の受領について	5	実際の利用日数より多く食事代が請求されていた。	食事の提供に要した費用について利用者に負担させることが適当と認められる分を正しく請求すること。
地域密着型通所介護計画の作成について	6	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等、日常生活全般の状況把握が不十分だった。	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成すること。
	7	地域密着型通所介護計画が作成されていないものがあった。	指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成すること。
	8	地域密着型通所介護計画について、サービスの提供に関わる従業者が共同で作成したことが分からなかった。	地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成したことが分かるようにすること。
	9	地域密着型通所介護計画について、利用者に交付したことが分からなかった。	当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付したことが分かるようにすること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
地域密着型通所介護計画の作成について	10	地域密着型通所介護計画の実施状況や目標の達成状況について、記録が不十分だった。	地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。
	11	地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明していることが分らなかった。	
勤務体制の確保等について	12	従業者の資質向上に係る研修の機会を確保していなかった。	従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
	13	地域密着型通所介護従事者の中に、認知症に係る基礎的な研修を受講していないものがいた。	全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
業務継続計画の策定等について	14	感染症や非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じていなかった。	指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施すること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施すること。
	15	地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知を行っていなかった。	



基準	No	指摘事項	改善の趣旨
非常災害対策について	16	非常災害に関する具体的計画の内容が不十分だった。	事業者は非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すこと。また、避難、救出訓練を実施した際は記録に残しておくこと。
	17	非常災害発生時の連絡体制が最新のものに整備されていなかった。	
	18	非常災害計画に沿った定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていることが分からなかった。	
	19	非情災害に関する具体的計画が立てられておらず、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制が整備されていなかった。	
	20	非常口の標示がない箇所があった。	
衛生管理等について	21	感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。
	22	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するための委員会を開催していなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。



基準	No	指摘事項	改善の趣旨
広告について	23	パンフレットに記載されている内容について、現状と相違があった。	指定地域密着型通所介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにすること。
地域との連携等について	24	運営推進会議の議事録を公表していなかった。	指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
事故発生時の対応について	25	サービス提供時に発生した事故について、市への報告がされていないものがあった。	利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。今後、発生した事故については、市に速やかに事故報告書を提出すること。
虐待の防止について	26	虐待の防止のための指針が整備されていなかった。	指針に盛り込むべき項目を踏まえて、虐待の防止のための指針を整備すること。
	27	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置していなかった。	虐待を防止するための体制として、必要な措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
薬の管理について	28	利用者の薬について、利用者の手の届く範囲に保管していた。	誤薬を防ぐため、薬は利用者の手の届かない場所に保管すること。



基準	No	指摘事項	改善の趣旨
個別機能訓練加算について	29	個別機能訓練計画の作成について、機能訓練指導員等が共同して作成したことが分らなかった。	機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。
	30	3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して、実施状況や効果等について説明したことが分らなかった。	個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果等についての評価を行うほか、3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録すること。
	31	機能訓練指導員の勤務時間と機能訓練の実施時間について、整合性が取れておらず、機能訓練指導員から直接機能訓練の提供を受けたか不明な利用者がいた。	個別機能訓練加算を算定する際は、機能訓練指導員から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の対象となるため、勤務時間との整合性を図ること。
口腔機能向上加算（Ⅰ）について	32	口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか分らなかった。	口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか確認すること。
入浴介助加算	33	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っていないかった。	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。



運営指導の指摘事項について

指定相当通所型サービス

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定相当通所型サービスの具体的取扱方針について	1	指定相当通所型サービス計画について、利用者に交付したことが記録上分からなかった。	指定相当通所型サービス計画及び元気アップデイサービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。
元気アップデイサービスの具体的取扱方針について	2	元気アップデイサービス計画について、利用者に交付したことが記録上分からなかった。	
サービスの提供の記録について	3	指定相当通所型サービス・元気アップデイサービスを提供した際の具体的なサービス内容が確認できなかった。	指定相当通所型サービス・元気アップデイサービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等の記録を残すこと。



運営指導の指摘事項について

指定相当訪問型サービス

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
衛生管理等について	1	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知したことが分からなかった。	指定相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
虐待の防止について	2	虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知したことが分からなかった。	指定相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。
指定相当訪問型サービスの具体的取扱方針について	3	指定相当訪問型サービス計画について、利用者に交付したことが記録上分からなかった。	指定相当訪問型サービス計画を利用者に交付したことが分かるようにすること。



運営指導の指摘事項について

認知症対応型共同生活介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
管理者について	1	常勤の管理者を配置していない月があった。	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針について	2	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護従業者その他の従業者に周知したことが記録上分からなかった。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図ること。
感染管理等について	3	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護従業者に周知したことが記録上分からなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者に周知徹底を図ること。
虐待の防止について	4	虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護従事者に周知したことが記録上分からなかった。	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従事者に周知徹底を図ること。



基準	No	指摘事項	改善の趣旨
看取り介護加算について	5	入居の際に利用者又はその家族等に対して、看取りにかんする指針の内容を説明し、同意を得ていなかった。	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。
認知症チーム推進体制加算について	6	チームケアを実施するにあたって、対象者1人につき月1回以上の定期的なカンファレンスを開催していることが記録上分からなかった。	チームは、ケアの質の向上を図る観点から、チームケアを実施するにあたっては、対象者1人につき月1回以上の定期的なカンファレンスを開催し、BPSDを含めて個々の入所者等の状態を評価し、ケア計画策定、ケアの振り返り、状態の再評価、計画の見直し等を行うこと。
認知症専門ケア加算について	7	事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の内容の記録が不十分だった。	事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行うこと。また、会議内容について記録に残しておくこと。



運営指導の指摘事項について

地域密着型介護老人福祉施設

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
算定届について	1	加算を算定できなくなった時点で、算定届を市に提出していなかった。	事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合、速やかにその旨を市に届け出ること。



運営指導の指摘事項について

小規模多機能型居宅介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
非常災害対策について	1	避難経路が適切に整備されていなかった。	避難経路については、非常災害時、避難の妨げにならないように整備すること。
算定届について	2	加算を算定できなくなった時点で、算定届を市に提出していなかった。	事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合、速やかにその旨を市に届け出ること。